

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画主体	北海道音威子府村

音威子府村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	音威子府村役場経済課産業振興室
所在地	北海道中川郡音威子府村字音威子府444-1
電話番号	01656-5-3313(直通)
FAX番号	01656-5-3837
メールアドレス	sangyoushinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ ハシボソガラス、ハシブトガラス（カラス類） キツネ、アライグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	音威子府村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成22年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
エゾシカ	ソバ	120.0ha	3,412千円
	甜菜	4.0ha	238千円
	大豆	9.0ha	386千円
	小豆	—	
	カボチャ	6.0ha	240千円
	牧草	80.0ha	696千円
	計	219.0ha	4,972千円
ヒグマ	牧草（乾燥ロール）	5個	40千円
カラス類		—	—
キツネ		—	—
アライグマ	スイートコーン	0.3ha	192千円
	合計	219.3ha	5,204千円

(2) 被害の傾向

近年、エゾシカ・ヒグマを中心とした鳥獣による農業被害が急増しており、平成20年度の農業被害額は、16,338千円となっている。

有害鳥獣駆除と並行して平成21年度から村単独事業として電気牧柵の設置を進めており、平成22年度末には約260haに電気牧柵を設置した結果、平成21年度農業被害額は5,540千円に、平成22年度農業被害額は4,972千円に減少している。

被害額は減少しているが、エゾシカの生息数調査においても顕著な増加が確認されており、電気牧柵による一時的な行動パターンの変化はあっても、今後さらなる被害拡大が予想される。

ヒグマは山間部に生息しており、具体的な生息数は不明だが、近年多くの目撃情報が寄せられており、生息数の増加が予想されている。

山間部ではエゾシカを捕食したと思われる痕跡が数多く確認されており、そうした

点からもエゾシカの増加が、ヒグマの増加の大きな要因の一つと考えられる。

ヒグマは、平成22年度の箱わなによる駆除では3頭を捕獲したが、同じ場所で捕獲されており、生息密度の高さを感じさせる結果となっている。

近年は人間の生活圏のすぐ近くに出没するケースが多く、白昼も出没するなど人間を怖がらない個体が増加している傾向にあり、ハンターの減少も、ヒグマのそうした行動の要因と考えられる。

カラス類は、具体的な被害の報告はないが、スイートコーンやビニールハウスに被害を与えているとの情報があり、今後必要な対策を検討する必要がある。

キツネ・アライグマに関しては、わずかではあるが被害が報告されている。特にアライグマに関しては、近年目撃情報が多数寄せられるなど生息数の増加が懸念されるため、平成23年度以降、小動物用箱わなを導入し捕獲に取り組む必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成22年度）	目標値（平成25年度）
エゾシカ	被害面積219ha、 被害額4,972千円	被害面積 140 ha 被害金額3,522千円
ヒグマ	被害額 40千円	—
カラス類	—	—
キツネ	—	—
アライグマ	被害面積 0.3ha 被害金額 238千円	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会を中心とした駆除による対策を推進 ・有害鳥獣捕獲に対する報奨金の支払い（エゾシカ：7千円／頭、ヒグマ4万円／頭） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会ではハンターが2名しかいないため、隣町の中川町猟友会の協力を得て駆除を行っているが、中川町においても有害鳥獣駆除活動が飛躍的に増加しているうえ、高齢化等によりハンターが減少しており、本村の有害鳥獣駆除のスタッフ確保が困難な状況にある。 そのため本村においても担い手の育成が急務である。 ・銃器による捕獲では様々な制限がある。 ・わなによる捕獲に関し、有資格者がいない。 ・村内に一般廃棄物処理施設がないため他自治体の施設で処理をしており、駆除頭数の急激な増加に対応が難しい。

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止用の電気柵を村費補助（補助率90%）により設置（平成21、22年度で約260ha）	・電気柵を設置していない畑に被害が集中する恐れがある。

（5）今後の取組方針

鳥獣による農作物被害の増加に対応するため、平成21年度から実施している電気柵の設置を平成23年度まで継続し、目標面積400haに設置する。費用については村費で90%を助成する。

さらに、基本となる個体調整のための駆除対策を継続して実施するが、新たな資格者の養成にも取り組むとともに銃器だけでなく、わなを活用した駆除も取り組む。

（3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

既存の捕獲体制を継続し、猟友会への協力・連携を強化するとともに下記の取組を推進する。

- ・くくりわなの設置、箱わなの増設
- ・小動物用（キツネ・アライグマ）わなの購入
- ・捕獲目標頭数の増加
- ・駆除期間の延長
- ・狩猟免許取得の支援
- ・死骸、残滓処理体制の整備

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
23年度	エゾシカ ヒグマ カラス類 キツネ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ用箱わな1基製作（1基⇒2基） ・小動物用（キツネ・アライグマ）わなの購入 ・狩猟後継者対策（免許取得費用の助成） ・くくりわな免許取得者の養成とくくりわなの購入、設置。 ・有害鳥獣駆除報奨金の強化（駆除目標頭数の増加） <ul style="list-style-type: none"> エゾシカ（平成22年度実績33頭⇒50頭） ヒグマ（平成22年度実績3頭⇒2頭） エゾシカ 7,000円／頭 ヒグマ 40,000円／頭 ・駆除鳥獣の広域処理体制整備の検討、事業への参画

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
24年度	エゾシカ ヒグマ カラス類 キツネ アライグマ	・平成23年度の取組みを継続 ・平成23年度の実績を踏まえ、効果的な対策を検討し、取組みを強化する。
25年度	エゾシカ ヒグマ カラス類 キツネ アライグマ	・平成23年度～平成24年度の取組状況、効果を検証し対策を検討。

(

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【エゾシカ】 エゾシカによる農作物被害の拡大を防ぐため、平成22年度の捕獲実績頭数（33頭捕獲）を勘案し、年間捕獲頭数を設定する。</p> <p>【ヒグマ】 近年、山間部に限らず人里近くでの目撃情報が増え、農作物被害も発生しており、人畜への被害も懸念されている。エゾシカの捕食事例も頻繁に報告されるなど、生息密度が高まっており、平成22年度の捕獲頭数（3頭）を勘案し、年間捕獲頭数を設定する。</p> <p>【カラス類】 平成22年度までは駆除を行っていたが、農業施設（ビニールハウス）被害が報告されており、被害状況を勘案し今後適切な駆除頭数を設定する。</p> <p>【キツネ・アライグマ】 平成22年度までは 駆除を行っていないが、スイートコーン等に被害が発生しており、とりわけ外来生物であるアライグマは、強い繁殖力があるため、平成23年度以降小動物用箱わなを購入し、捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	23年度	24年度	25年度
エゾシカ	50頭	80頭	24年度までの取組状況、効果を検証し設定
ヒグマ	2頭	2頭	24年度までの取組状況、効果を検証し設定
カラス類	—	—	24年度までの取組状況、効果を検証し設定
(キツネ)	(—)	(—)	24年度までの取組状況、効果を検証し設定
アライグマ	20頭	20頭	

捕獲等の取組内容
<p>捕獲区域：音威子府村全域とする。</p> <p>野生鳥獣の捕獲に関しては、猟友会協力のもと狩猟及び有害鳥獣捕獲・個体数調整（原則として狩猟期間中を除く。）により行う。</p> <p>捕獲手段：銃器（ライフル・散弾銃）、箱わな、くくりわなにより駆除を行う。</p> <p>※捕獲手段について</p> <p>原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。</p> <p>※捕獲の予定場所</p> <p>原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は、捕獲区域に含めない。</p>

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
エゾシカ	村単独の補助事業による電気柵の設置 ・設置予定面積140ha ・総事業費11,000千円 ・村補助予算9,900千円	平成21～23年度の実施状況を検証し、対策を検討。	平成21～24年度の実施状況を検証し、対策を検討

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	エゾシカ・ヒグマ カラス類・キツネ アライグマ	・電気柵の維持・補修等受益者による管理の徹底 ・猟友会、地区営農集団等関係機関との協議を重ね、有効な対策を検討するとともに、被害拡大防止の実現を目指す。
24年度	〃	〃
25年度	〃	〃

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	音威子府村鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役 割	
音威子府地区営農集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵設置希望取りまとめ ・ 侵入防止柵設置・維持管理 ・ エゾシカ駆除に関する業務委託契約等 	
北はるか農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵設置個所調査・事業設計 ・ 被害情報収集 	
北海道猟友会名寄支部中川部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者の統括、有害鳥獣の駆除 	
北海道猟友会名寄支部音威子府部会	//	
上川農業改良普及センター上川北部支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提供等 	
上川総合振興局北部森林室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供等 	
北海道大学北方圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林	//	
音威子府村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会に関する連絡調整等 ・ 被害防止計画の作成 ・ 有害鳥獣駆除に関する諸手続き ・ 駆除獣の処理 ・ 補助金、報奨金の交付 	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
上川総合振興局 (農務課・環境生活課)	情報提供・指導助言等
美深警察署	鳥獣被害対策(交通事故対応、ヒグマ出没時警備等)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、一般廃棄物処理施設又は生ごみ処理施設で処理、又は自家消費をする。今後捕獲頭数の増加に伴う処分施設への影響を考慮し、広域による処理体制（焼却施設・食肉加工施設）の検討が必要である。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な鳥獣被害防止施策の推進のため、駆除・侵入防止の2点を重点に取り組む。特に駆除に関しては、重要な施策として推進するとともに、エゾシカについては駆除期間の延長も視野に入れ、通年対策としての実施も検討する。

8. 鳥獣駆除連絡体制等

(1) 駆除の実施体制

音威子府地区営農集団	音威子府村
エゾシカ駆除委託	有害鳥獣（エゾシカを除く）駆除委託



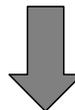
北海道猟友会名寄支部中川部会・音威子府部会

(2) 駆除の連絡体制

被害農家
農作物被害防止のためのエゾシカ駆除



音威子府地区営農集団



被害農家・一般住民
農業被害（エゾシカ被害を除く） 生活環境を脅かす有害鳥獣駆除



役場経済課産業振興室



北海道猟友会名寄支部中川部会・音威子府部会